

地域材の利活用を！！

H30年度津山市地域材利用住宅リフォーム補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を促進することにより、市内林業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とし、地域材を使用して住宅をリフォームする人に補助金を交付します。

●補助対象者及び対象住宅（以下の条件の全てに当てはまること）

- ① 市内に立地し、申請者が居住するための住宅であること。
- ② **地域材**※の材料費が、10万円（税込み）以上であること。
※地域材とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮むき等の加工丸太を含む）。
※居住を目的としない部分（店舗等）に使用される木材は含めない。
- ③ 自身で施工、あるいは市内の業者によって施工されること。
- ④ 市税等の滞納が無いこと。
- ⑤ 過去に津山市地域材利用住宅リフォーム補助金を受けていない住宅。
- ⑥ リフォーム工事完了後、速やかに居住し、3年以上定住すること。
- ⑦ 新築補助金に該当しない住宅（当該年度の新築補助金を受けていない）。
- ⑧ 平成31年3月29日（金）までに該当工事（地域材を使用した箇所の工事）の完了届ができる者。

●補助金の額

地域材 材料費	リフォーム 補助金額	上乗せ補助金※	
		三世帯等補助金	木づかい定住補助金
10万円以上 20万円未満	5万円	10万円	15万円
20万円以上 30万円未満	10万円	リフォーム補助金と三世帯等補助金の総額が総事業費を超えない範囲	リフォーム補助金と木づかい補助金の総額が総事業費を超えない範囲
30万円以上	15万円		

※ 三世帯等補助金・木づかい補助金は、いずれか一方の申請とし、併用はできません。

●申請方法

森林課（市役所4階）、各支所産業建設課または阿波出張所地域振興課に備え付けの、補助金交付申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、**工事着手前に**申し込みください。

※申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

●申込受付開始日

平成30年4月2日（月曜日）（先着順）

リフォーム補助金への上乗せ補助金について

条件によって、以下の補助金を上乗せできます。（予算の範囲内で着順とします。）

1. 三世帯世帯等での居住を促進する補助金
2. 津山市木づかい定住促進対策補助金 ※1, 2は併用不可です

◆1. 三世帯世帯等での居住を促進する補助金

津山市では、世代間の相互扶助を図ることを目的とし、市内に三世帯世帯等で居住するための住宅リフォームを行う場合に補助金を交付します。

●補助対象者

- ① リフォーム補助金の交付決定及び額確定通知を受けた者
- ② 三世帯以上で居住するため（又は市外から移住し、二世帯以上で定住目的のためにリフォームする者
- ③ 市外から移住の場合は①の補助金申込日に市外に住民票が継続して1年以上ある者
- ④ 当該補助金申請日に世帯全員の住民票の住所が同一になっている者
- ⑤ リフォーム後の住宅に、三世帯世帯等で3年以上定住する者
- ⑥ 「津山市木づかい定住促進対策補助金」を受けていない者

●補助金の額

1戸当たり 10万円

●申請方法

「津山市三世帯世帯等での居住を促進する補助金交付申請書」にリフォーム補助金確定通知の写し、市税等完納証明書、住民票等の写しを添付し、森林課へ申込みください。

※年度内に転居が困難な場合は、翌年度に申請できます。

※申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

◆2. 津山市木づかい定住促進対策補助金

津山市の人口の維持増加、活性化を促進することを目的として、市外から市内に定住目的で住宅をリフォームした者に対し、補助金を交付します。

●補助対象者

- ① リフォーム補助金の交付決定及び額確定通知を受けた者
- ② ①の補助金申込日に市外に住民票が継続して1年以上あり、当該補助金申請日に住民票がリフォームした住宅の住所になっている者
- ④ リフォーム後の住宅に、3年以上定住する者
- ⑤ 「三世帯世帯等での居住を促進する補助金」を受けていない者

●補助金の額

1戸当たり 15万円

●申請方法

「津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書」にリフォーム補助金確定通知の写し、住民票の写しを添付し、森林課へ申込みください。

※年度内に転居が困難な場合は、翌年度に申請できます。

※申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

●申請受付開始日

平成30年4月2日（月曜日）※予算がなくなりしだい、申請受付を締切ります。

●申請・問い合わせ先

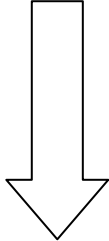
津山市山北520番地 津山市役所本庁舎

津山市産業経済部 森林課 TEL(0868)-32-2078

◆津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付フロー◆

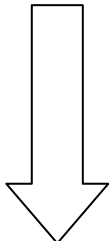
申請者

申込み



市役所

補助金交付予定通知



申請者

交付申請兼完了報告

◎提出書類

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付申込書
(様式1号)
- ・申請者の市税等完納証明書
- ・地域材材料内訳書(参考様式)
- ・リフォーム箇所の図面及び施工前の写真
- ・登記簿謄本(建物)の写し(要約書でも可)又は、資産証明
※所有者と申請者が違う場合は、所有者の同意書が必要
- ・誓約書
- ・申請者の現住所の住民票
- ・委任状(委任される方のみ)
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定を受けたのち、補助金の変更、中止若しくは廃止しようとする場合、又は当該年度に工事を完了できる見込みがなくなった場合は、すみやかに内容変更届(様式3号)を提出のこと

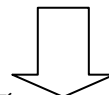
完了の日から起算して30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに提出

◎提出書類

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム工補助金交付申請兼事業完了報告書(様式4号)
- ・工事費領収書の写し
- ・施工後の写真
- ・地域材材料内訳実績書(参考様式)
- ・地域材使用・納材証明書(様式5号)

市役所

書類の審査・
補助金確定通知



申請者

請求

◎市役所から書類送付

- ・津山市地域材利用住宅リフォーム補助金額確定通知書
- ・請求書

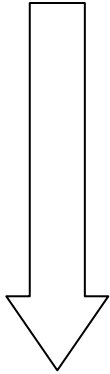
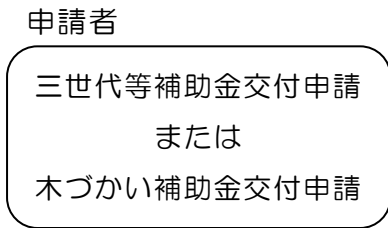
請求書の提出後、補助金をお支払いします。

・三世帯等補助金
・木づかい補助金 を申請する場合、次ページへ

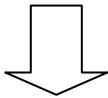
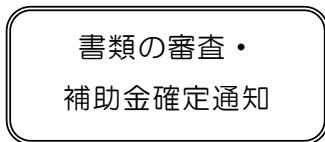


◆三世代等補助金・木づかい補助金を申請する場合◆

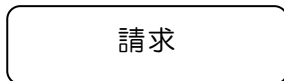
※住民票をリフォームした住宅の住所に移してから申請してください。



市役所



申請者



◎提出書類

- ①三世代等補助金交付申請書（様式第1号） 又は
木づかい補助金交付申請書（様式第1号）
- ②リフォーム補助金確定通知の写し

【三世代等補助金を申請の場合】

- ③世帯全員の住民票（続柄の記載されたもの）
※住民票で親子関係が確認できない場合、
戸籍謄本が必要です。
- ④成年である世帯員の市税等完納証明書

【木づかい補助金を申請の場合】

- ⑤申請者の住民票

◎市役所から書類送付

- ・補助金額確定通知書
- ・請求書

請求書の提出後、補助金をお支払いします。